

時間単位年休に関する協定書

株式会社 は、年次有給休暇の時間単位付与に関して、社員との間に次のとおり協定する。

記

(対象となる休暇)

第1条 従業員は、時間単位による年次有給休暇(以下、時間単位年休という)を、5日分を限度として取得することができる。

(対象となる労働者)

第2条 時間単位年休を取得できるのは、原則として事業場のすべての労働者とする。

(時間数)

第3条 時間単位年休における1日の時間数は1日当たりの所定労働時間とする。

(単位)

第4条 取得できる時間単位年休の単位時間は、1時間とする。

(申請)

第5条 時間単位年休を取得しようとする社員は、原則として取得日の1週間前までに、所定用紙にて該当部署に届け出るものとする。

(時季変更)

第6条 届出のあった時間単位年休が、会社の正常な運営を妨げる可能性がある場合には、会社は取得の時季変更を求めることがある。

(賃金)

第7条 時間単位年休に対して支払われる賃金は、通常の賃金により計算する。

(有効期間)

第8条 本協定は平成 22年4月1日より1年間有効とする。
ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに、労使いずれからも異議の申し出がない場合は、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

平成 年 月 日

株式会社

社員代表

株式会社

代表者職氏名

代表取締役

印

印